

改正案	現行
<p>(書類の提出先)</p> <p>第一条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次条、第三条、第十三条又は第十三条の二の規定により申請書その他の書類を提出しようとする者は、東京都多摩環境事務所の所管する区域をこれらの規定による申請に係る行為の区域又は場所とする場合にあつては東京都多摩環境事務所長を、東京都支庁の所管する区域を当該行為の区域又は場所とする場合にあつては所管の東京都支庁の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>第二条から第四条まで (現行のとおり)</p> <p>(狩猟免許等亡失届)</p> <p>第五条 規則第七条第十三項若しくは第十四項、第十三条の九第七項、第十五条第七項、第十九条の九第五項、第二十条第六項、第二十四条第六項、第四十六条の二第六項、第五十条又は第六十五条第十項の規定による届出は、別記第四号様式により行うものとする。</p> <p>(住所氏名変更届)</p> <p>第六条 規則第七条第十一項若しくは第十二項、第十三条の九第五項若しくは第六項、第十五条第六項、第二十条第五項、第二十四条第五項又は第四十六条の二第五項の規定による届出は、別記第五号様式により行うものとする。</p>	<p>(書類の提出先)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二条から第四条まで (略)</p> <p>(狩猟免許等亡失届)</p> <p>第五条 規則第七条第十三項若しくは第十四項、第十三条の九第七項、第十五条第七項、第十九条の九第六項、第二十条第六項、第二十四条第六項、第四十六条の二第六項、第五十条又は第六十五条第十項の規定による届出は、別記第四号様式により行うものとする。</p> <p>(住所氏名変更届)</p> <p>第六条 規則第七条第十一項若しくは第十二項、第十三条の九第五項若しくは第六項、第十五条第六項、第十九条の九第五項、第二十条第五項、第二十四条第五項又は第四十六条の二第五項の規定による届出は、別記第五号様式により行うものとする。</p>

第六条の二から第十九条まで (現行のとおり)

第二十条 (現行のとおり)

2から10まで (現行のとおり)

- 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

別記

第一号様式 (別紙のとおり)

第二号様式(表) (別紙のとおり)

第二号様式(裏) (現行のとおり)

第三号様式から第六号様式の四まで (別紙のとおり)

第七号様式 (別紙のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第八号様式 (別紙のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第九号様式 (別紙のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第十号様式から第十七号様式まで (別紙のとおり)

第六条の二から第十九条まで (略)

第二十条 (略)

2から10まで (略)

- 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

別記

第一号様式 (別紙のとおり)

第二号様式(表) (別紙のとおり)

第二号様式(裏) (略)

第三号様式から第六号様式の四まで (別紙のとおり)

第七号様式 (別紙のとおり)

別紙 (略)

第八号様式 (別紙のとおり)

別紙 (略)

第九号様式 (別紙のとおり)

別紙 (略)

第十号様式から第十七号様式まで (別紙のとおり)

※別紙は掲載省略